

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年11月13日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中8名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 大 森 茂 利 藤 澤 美 芳

欠席委員
石 黒 五 月 久 山 英 之
4. 農地利用最適化推進委員
鷹 取 美 春 大 森 幹 男 福 池 正 美 藤 原 和 正
茂 成 和 延

欠席委員
松 尾 頼 男
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 蒲 直之
事務局 溝邊 和典
6. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第5条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第8回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。秋も深くなってきましたが、大変お忙しい中みなさんお集まりいただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので適正なる審査、ご意見のほどよろしくお願ひします。

事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、藤澤委員、よろしくお願ひします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和元年度瀬戸内市農業委員会第6回総会で転用許可と議決され、岡山県農業会議に諮問したところ許可が適当であるとの意見答申を受けました株式会社丸通地建1件の農地法5条許可申請につきまして、令和元年10月24日付けで瀬戸内市開発協議会から承諾を得ましたので、同日の24日付けで許可したことを報告したものととなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。
（意見なし）

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。
【1番案件】
譲受人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■（遺言執行者 ■■■■■■■■■■）」。農地の所在地は「牛窓町長浜2654」。登記、現況地目はいづれも「田」。面積は547㎡。「牛窓町長浜3464」。登記、現

況地目はいずれも「畑」。面積は483㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は10,799㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「遺贈」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■■■」さんが「田」および「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井1119」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は670㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井1121」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は350㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は7,088㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作

の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで耕作放棄地となっておりますが、今後は、譲受人の「■■■ ■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■」。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「長船町磯上407」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は996㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は13,612㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。
譲渡人「岡山市北区大学町■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町服部1030-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は502㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は13,756㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、

事務局と担当委員の茂成委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、担当の松尾委員が欠席のため、事務局をお願いします。

事務局 1番案件について、事務局よりご説明させていただきます。譲渡人である■■■さんが亡くなられ、遺言書により譲受人の■■■さんに所有権を移すものとなっております。通常、持ち主の方が亡くなられ、相続人が相続する場合は農地法の許可は不要となるのですが、今回は相続人以外の方に農地を特定して遺贈する、特定遺贈に該当するため農地法3条の許可が必要となります。余談ですが、遺産の全てを遺贈する包括遺贈の場合は許可を受ける必要はありません。譲受人である■■■さんは農業をされており、下限面積や耕作日数等の条件を満たしておりますので特に問題はないと思われま。担当の松尾委員からも問題ない旨を聞いております。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について担当の福池委員、お願いします。

福池委員 2番案件についてご説明します。申請地については現在耕作されていない状態ですが、譲受人の■■■さんが今後は畑として耕作していくということで問題はないかと思。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、担当の藤原委員、お願いします。

藤原委員 3番案件についてご説明します。申請地はこれまで譲渡人のご主人が耕作をされていたそうですが、体調の面で今後は耕作が難しいということで譲受人と話がまとまりました。今後は譲受人の■■■さんが耕作されるということで問題はないと思。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について担当の茂成委員、お願いします。

茂成委員 4番案件についてご説明します。申請地は現在耕作されていないということですが、譲受人の■■■さんの自宅に隣接しており今後耕作をしていくということで問題はないと思。ご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町福谷1304番地 製造業 マルモポリマー株式会社
代表取締役 金塚 健二」。譲渡人「岡山市東区可知■■■■■■■■
■■■■■■■■■■」。土地の所在地は「邑久町福谷1298-1」。
地目は「畑」。面積は96㎡。譲渡人「岡山市東区可知■■■■■■■■
■■■■■■■■■■」。土地の所在地は「邑久町福谷1301-
1」。地目は「田」。面積は285㎡。転用目的は「露天駐車場」。施
設の概要は「駐車場 381㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑。
資金は自己資金が■■■となっております。隣地への被害はありません。
なお、所有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。
また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6項目をご
覧ください。ブルーライン虫明ICから南西へ約830mの所に位置し
ております。

【2番案件】

譲受人「長船町東須恵1373番地の5 販売業 株式会社大町 代
表取締役 秋山 秀行」。譲渡人「長船町東須恵■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■」。土地の所在地は「長船町東須恵1301-1」。地目
は「畑」。面積は57㎡。「長船町東須恵1302-1」。地目は
「田」。面積は780㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は
「駐車場 837㎡」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金は自己
資金が■■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所
有権移転によるもので、10aあたり■■■となっております。また、
農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7項目をご
覧ください。美和小学校から南へ約350mの所に位置して
おります。
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続き
まして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件につ
いて、鷹取委員、お願いします。

- 鷹 取 委 員 1 番案件についてご説明します。譲受人のマルモポリマーは製造業を営む会社で、現在従業員・来客者用の駐車場が不足しており、隣接地の所有者である■■さんと交渉がまとまり申請に至りました。排水同意も得られており、周辺の農地への影響もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、2 番案件について、大森委員、お願いします
- 大 森 委 員 2 番案件についてご説明します。譲受人の株式会社大町は、長船町東須恵にて販売業を営んでいます。来客数が多い時期には既存の駐車場では十分ではなく、バス等の駐車スペースも不足しているため申請に至りました。排水同意や関係機関との協議も整っており、店舗と申請地の間の県道には来客者の安全確保のため横断歩道も設置されるということで、特に問題はないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 今後の予定を申し上げます。12月の総会は12月12日（木）に瀬戸内市役所2階大会議室で開催予定です。1月の総会は1月15日（水）に開催予定です。よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度11月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時49分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年11月13日

議長

署名委員

署名委員